

中小企業施策に関する重点要望

平成17年6月9日
東京商工会議所

日本経済は最悪期を脱し回復基調にあるものの、未だデフレは解消していないことに加えて、中小企業や地域経済に目を転じれば、総じて明るい見通しが見出せない状況が続いている。また、原材料の高騰等を踏まえて、中小企業にとっては、業績の伸び悩みに苦慮する意見も広く聞かれるほか、海外経済の減速など、景気の先行きに不安要素も抱えている。

もとより、中小企業といえども自助努力を旨とすべきは当然だが、特に構造変化の進展により厳しさを増している実状を踏まえて、企業努力を具体的な成果に結びつけるべく、中小企業の取り組みを強力に後押しする政策を講じることが不可欠である。

このため、当面は景気動向に十分配慮した経済運営を強く求めるとともに、中小企業に対して、従来にも増して強力かつキメ細かな支援を図るべく、下記重点要望事項の実現を強く要請する。

記

最重点要望事項

1. 中小企業・小規模企業対策予算の拡充

企業数の99.7%、従業者数の7割を占める中小企業は、企業の付加価値額の5割以上を占めるなど、産業活力や地域経済を支える重要な担い手であるばかりでなく、雇用の受け皿として社会的にも大きな役割を果たしている。また、経営者や従業者のみならず生計を一にする者を含めれば、国民の相当数が中小企業と深い関わりがあり、消費面からも大きな影響を有している。大企業を中心とする業績の回復も、これを支える中小企業の懸命な取り組みなくして成し得ないことを強く認識しなければならない。

こうした枢要な役割に反して、政府の中小企業対策予算は、あまりにも少額に止まっており、意欲ある中小企業の活動を強力に支援することにより、日本経済の持続的な成長や安定的な発展を図るべく、中小企業対策予算の飛躍的な拡充を図るこ

とが不可欠である。とりわけ少子高齢化の進展を踏まえた産業人材の確保や育成など、中小企業の経営課題に即して商工会議所等が実施もしくは提案する事業に対して、積極的に予算の活用を講じることが求められる。また、施策の普及を図るべく十分な周知等に努めるとともに、関連施策の体系化を積極的に進めるなど、施策の実効性を高めるために中小企業の利便性の向上を図るべきである。

また、三位一体改革による都道府県への補助金の財源委譲に際しては、中小企業・小規模企業対策が後退し、商工会議所等による相談指導体制が弱体化することのないよう、国および都道府県がそれぞれ責任を持って、予算の確保を含めた政策的配慮を十分講じるべきである。

2. 中小企業に対する政府系金融機関の機能確保

政府系金融機関は、創業や新分野進出等のハイリスク分野に対する資金を供給するなど、民間金融機関では困難な領域をカバーしているほか、中小・地域金融機関との連携等を通じた企業再生や地域再生を積極的に進めるなど、広く中小企業の資金調達の円滑化を図るための重要な機能を担っている。また、セーフティネット機能は言うに及ばず、経営革新を図る中小企業に対して安定的な資金を供給する一方で、さまざまなリスクに対応した資金供給を円滑に行うための「呼び水」の機能を有するなど、構造変化への対応を迫られる中小企業に対する政府系金融機関の役割はむしろ重要性を増している。

加えて、政府系金融機関はそれぞれが異なる特性を有しており、一律に統合されることがあれば各機関が培ってきた「目利き」のノウハウが薄れるなど、中小企業に対する支援機能やサービスの低下が強く懸念される。

中小企業対策予算が少額に止まっている現状において、政府系金融機関は金融面から中小企業の活動を強力に支援してきたところであり、中小企業基本法においても、政府系金融機関の機能強化による資金供給の円滑化が規定されているところである。とりわけ景気回復が地域経済や中小企業にあまねく浸透しているとは言えない中、政府系金融機関の安易な統合・民営化等は、中小企業の活力を著しく阻害することはもとより、中小企業政策の根幹を揺るがしかねないことが強く危惧される。

今後とも政府系金融機関が各々の特性を活かした機能を発揮することにより、中小企業金融の円滑化を図るとともに、中小企業の育成に資することが重要かつ不可欠であり、その機能や規模等を縮小させることなく、より積極的な活用を講じるべきである。

重点要望事項

中小企業の活力強化

1. 中小企業新事業活動促進法による支援体制の強化

同法による支援を実施するに際しては、認定や承認を受けるための申請手続等を含め、革新的な取り組みに挑む中小企業等が活用しやすい制度運用を図ることが求められる。加えて、新連携支援にあたっては、地域戦略会議によるサポート体制の実効性を確保することが不可欠である。また、認定や承認を受けた中小企業等に対しては、各機関による支援が円滑に受けられるよう十分に配慮すべきである。

2. ものづくり産業の基盤強化

「高度部材産業・ものづくり中小企業強化プログラム(仮称)」の策定を通じたサポートインダストリーへの重点的支援はもとより、東京の新たな産業集積であるアニメ産業に対する資金・販路支援、人材育成や著作権管理を含めた総合的な支援の強化や、地域ブランドの構築等による競争力強化への取り組みに対する継続的な支援など、ものづくり中小企業の育成を強化すべきである。特に中小製造業における人材育成については、先端技術のみならず、技能者の高齢化等によりその継承が危ぶまれている匠の分野についても、十分に考慮すべきである。

また、日本版SBI R制度による特定補助金等の交付に際しては、公正を図りつつも、技術の将来性や経済社会への波及効果など、多様な可能性を汲み取れるような運用に努めることが望まれる。加えて、より多くの中小企業の活用が可能となるよう支出目標額の一層の増額を図るとともに、公募情報の周知や準備期間の十分な確保と併せて、申請手続の簡素化にも配慮が必要なほか、市場化に向けた支援を強化することが求められる。

さらに、中小企業における知的財産の保護・活用に資するべく、特許に関わる費用の負担軽減措置等をより多くの中小企業が利用できるよう対応を講じるとともに、海外市場で活動する中小企業の知的財産を保護すべく、出願や権利侵害等に対して、費用面のみならず総合的なサポート体制を強化する必要がある。

3. 総合的なまちづくり・中心市街地活性化の推進

(1) 中心市街地の法的整備

中心市街地活性化法に基づく中心市街地の指定にあたっては、特に大都市に多く

みられる商業集積や市街地の連続性が高く、複数の区部にまたがって形成される中心市街地に配慮し、双方の自治体の協力により行政間協議会での対話などを経た上で、一体的な活性化が図れるよう法的整備を講じるべきである。

(2) 大規模小売店舗立地法の適正な運用

飲食、生活関連サービスやアミューズメント性の高い大規模集客施設が多数建設されており、これら施設は集客力・営業時間・廃棄物排出量の面で、大規模小売店舗と同様に地域への環境負荷が高いと考えられることから、法の適用範囲を拡大し、地域との共生を図る必要がある。

また、業種・業態変更による出店（いわゆる「居抜き出店」）についても、地域環境に与える影響が大きいため、説明会の開催や意見申出手続が可能となるよう法的に規定すべきである。

(3) 商店街等によるコミュニティ再生事業への支援強化

まちの賑わいの源泉であるとともに、地域社会の基礎的インフラとしても期待される中小小売店や商店街の活性化を図るべく、予算措置を含めた一層の支援が不可欠である。特に、防災や防犯、環境、子育てや教育問題等、地域社会が抱える課題を地域主導で解決できるよう、商店街、住民、企業などが一体となったコミュニティ再生への取り組みに対する支援を強化すべきである。

中小企業金融の円滑化

1. 信用補完制度の見直しに際しての的確な対応

信用補完制度の見直しにより、金融機関が「部分保証制度」または「負担金方式」のいずれを選択する場合でも、中小企業とりわけ信用力の低い企業や創業間もない企業、小規模企業等に対する資金供給の円滑化を阻害することないように十分に留意するとともに、実施後の状況を的確に検証した上で、適宜適切な対応を講じることが強く求められる。

2. 不動産担保・個人保証に依存しない融資の普及・定着

包括根保証制度の廃止等を踏まえ、不動産担保や個人保証に過度に依存しない融資モデルの普及・定着に向けて、政府系金融機関が率先した対応を講じるとともに、民間金融機関における一層の拡充、浸透を図るべきである。

職業教育の充実・産業人材の育成

少子化の一方で、若年層を中心に無就業者（ニート等）が増加しつつある状況は、産業界における安定的な人材確保の面からも強く憂慮される事態である。このため、「地域自律・民間活用型キャリア教育プロジェクト」の普及・推進など、民間の経験等も活用しつつ、若年期からの職業意識の醸成に真剣に取り組む必要がある。

また、昨年創設された人材投資促進税制に止まらず、産業人材育成のための官民上げた取り組みを推進すべく、総合的な施策体系の構築が求められる。その際、日本版デュアルシステムなど、民間企業を活用した職業訓練等の実施にあたっては、数多くの中小企業の参加が可能となるよう、受入企業への一層の負担軽減措置が望まれる。

経営環境の整備

1．包括的な事業承継税制の確立

事業用資産は企業の継続的な活動のための基礎的な財産であり、本来は非課税とすべきだが、まずは5年程度の事業継続を前提に課税対象額の5割を控除する制度を創設するなど、包括的な事業承継税制の確立を図るべきである。

また、中小同族非公開会社に対する留保金課税は、制度の存在意義がすでに失われており、課税停止措置に止まらず、早急に廃止すべきである。

2．中小企業の取引適正化への対応

原材料の価格上昇等も背景にして、取引上の地位を利用するなどにより、中小企業が不当に不利益を被らないよう、下請代金支払遅延等防止法や下請中小企業振興法、独占禁止法等に基づいた迅速かつ実効性ある対応が強く求められる。

3．産業力強化のための工業立地規制の緩和

工業立地政策の見直しによる産業活力の強化は、産業界のみならず東京都行政においても政策課題に位置付けられており、関係法令の見直しを含めて、東京圏での多様な産業集積の活用・強化を強力に推進すべきである。また、建築基準法等による作業場の面積制限については、環境規制の整備や技術革新等により周辺環境への影響も改善されていることから、ものづくり産業等の安定的な操業環境を確保すべく、工場の新築・建て替えや増築に際しての面積規制の緩和が強く求められる。

以 上